

練馬区告示第318号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定による道路の指定をつぎのとおりしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定に基づく公告としての告示をする。

なお、関係図書は、建築・開発担当部建築審査課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

練馬区長 吉田 健一

1 指定に係る道路の種類

法第42条第1項第4号の規定による道路の指定に係る道路

2 指定の年月日

令和8年6月11日

3 指定の番号

第8号

4 指定に係る道路の位置

上石神井一丁目368番2、373番3、同番13、同番44、409番4、同番6、同番18、同番19、同番22、同番23、同番24、同番25、同番39、同番40、同番43、同番46、同番47、同番48、同番49、同番50、同番51、同番56、同番57、同番58、同番59、同番60、同番62、同番63、410番3、同番4、同番6、同番10、同番11、同番12、同番13、同番14、同番15、同番16、同番17、同番18、同番19、同番35、同番36、同番37、同番38、同番39、同番40、同番42、同番45、同番47、同番51、同番53、同番54、同番56、同番57、同番59、同番60、同番61、同番62、同番63、同番64、同番65、同番66、同番67、同番68、同番69、同番70、同番72、同番73、413番9、同番17、同番18、同番19、同番21、同番24、同番25、同番26、同番27、同番28、同番29、同番30、同番31、同番32、同番33、同番34、同番37、同番38、同番39、同番41、同番42、同番43、同番44、同番45、同番46、同番47、同番48、同番49、同番50、同番51、同番52、同番53、同番54、同番55、同番56、同番57、同番58、414番28、同番29、同番48、同番49、同番50、同番51、同番52、同番71、同番72、同番73、同番74、および同番75ならびに367番2、410番41、同番50、同番58、409番61、413番8、同番13、同番14、同番15、同番16、同番40、414番4、同番27、同番46、同番47および無地番の各一部

5 指定に係る道路の幅員および延長等

- (1) 幅員 22.00～34.78メートル
- (2) 延長 213.17メートル
- (3) 道路面積 5,800.56平方メートル